

「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」（駐輪場附置義務条例）の内容のお知らせ

条例の主な内容

(1) 適用地区

都市計画法第8条第1項第1号に規定する
「近隣商業地域」又は「商業地域」

(2) 対象建築物

施設の用途	施設の規模
① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗等面積が400㎡を超えるもの
② 銀行その他の金融機関	店舗等面積が500㎡を超えるもの
③ 遊技場	店舗等面積が300㎡を超えるもの
④ 専修学校又は各種学校	店舗等面積が400㎡を超えるもの
⑤ 事務所	店舗等面積が2,000㎡を超えるもの

※ 混合用途施設（2以上の用途に供する施設）については、施設の用途ごとに附置義務台数の基準により算定した台数の合計が20台以上である場合に適用となります。

※ 「⑤ 事務所」は平成30年1月1日以降に着工する建築物が対象です。

(3) 駐輪場附置義務台数の基準

施設の用途	附置義務台数の基準
① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗等面積20㎡ごとに1台
② 銀行その他の金融機関	店舗等面積25㎡ごとに1台
③ 遊技場	店舗等面積15㎡ごとに1台
④ 専修学校又は各種学校	店舗等面積20㎡ごとに1台
⑤ 事務所	店舗等面積100㎡ごとに1台

※ 店舗等面積とは、以下の部分をいいます。

- ① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗
売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、
物品加工修理場及び市長がこれらに類すると認める部分
(参考:「大規模小売店舗立地法の解説 第四版」経済産業省)
- ② 銀行その他の金融機関
営業室、応接室、ロビー、ショーウィンド及び市長がこれらに類す
ると認める部分
- ③ 遊技場
遊技室、景品交換所及び市長がこれらに類すると認める部分
- ④ 専修学校又は各種学校
教室及び市長がこれに類すると認める部分
- ⑤ 事務所
事務室及び市長がこれに類すると認める部分(会議室、役員室等)

(4) 駐輪場附置義務台数の算定方法(小数点以下、切り捨て)

- ・ 新築又は条例の施行日*以後に建築された施設の増築の場合
用途が一つの施設: 店舗等面積÷附置義務台数の基準
混合用途施設: 用途ごとに(店舗等面積÷附置義務台数の基準)
を計算し、合計した台数
- ・ 条例の施行日*前に建築された施設の増築の場合
店舗等面積の増築部分を算定対象とし、上記の計算を行います。

* 昭和61年7月1日(事務所以外の用途)、平成30年1月1日(事務所)

(5) 緩和措置(店舗等面積が5,000㎡を超える場合)

用途が一つの施設:
{5,000㎡÷附置義務台数の基準}
+ {(店舗等面積-5,000㎡)÷附置義務台数の基準÷2}

混合用途施設:

施設の店舗等面積が5,000㎡を超える場合については、
(a) = (店舗等面積の合計-5,000㎡)÷店舗等面積の合計

(b) = 用途ごとの店舗等面積×(a)

(c) = (用途ごとの店舗等面積-(b))

÷用途ごとの附置義務台数の基準

(d) = (b)÷用途ごとの附置義務台数の基準÷2

(e) = (c) + (d) ……附置義務台数

(6) 敷地が近隣商業地域又は商業地域の内外にわたる場合

敷地が近隣商業地域又は商業地域の内外にわたる場合は、近隣商業地
域又は商業地域に存する部分が対象となります。

(7) 附置義務駐輪場の駐輪区画の大きさ

駐輪区画の種類	駐輪区画の大きさ
自転車	0.5m×2.0m以上
原動機付自転車	0.8m×2.0m以上
自動二輪車	1.0m×2.3m以上

※ 駐輪ラック等を設置する場合、市長が安全上支障がないものと認め
たものについては、その機器の規格とすることができます。

(8) 附置義務駐輪場の表示板の設置

附置義務駐輪場の所有者又は管理者は、その駐輪場の入口付近の見や
すい場所に、そこが駐輪場である旨を記載した表示板を設置しなければ
なりません。

問い合わせ先は各区役所の維持管理課です。